

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を  
ここに公布する。

平成31年2月28日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

(印) 田中義久

長崎県後期高齢者医療広域連合条例第1号

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条  
例

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年長崎県後期  
高齢者医療広域連合条例第11号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号の2を削り、同項第2号中「前2号」を「前号」に、「27万5,  
000円」を「28万円」に改め、同項第3号中「前3号」を「前2号」に、「50万円」  
を「51万円」に改め、同項第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第17条中「、第1号の2」を削る。

附則第3条から附則第5条までを次のように改める。

（平成31年度における保険料の賦課総額の算定の特例）

第3条 平成31年度における保険料の賦課総額の算定について第14条の規定を適用  
する場合においては、同条中「第16条又は第17条に規定する基準に従い」とある  
のは、「平成31年度においては第16条若しくは第17条又は附則第4条に規定する  
基準に従い」とする。

（平成31年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第4条 平成31年度において第16条第1項第1号の規定が適用される被保険者であって、賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がないものについての第16条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「10分の8」とする。

2 平成31年度において第16条第1項第1号の規定が適用される被保険者であって、前項の規定が適用されないものについての第16条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

(平成32年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第5条 平成32年度における保険料の賦課総額の算定について第14条の規定を適用する場合においては、同条中「第16条又は第17条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成32年度においては第16条若しくは第17条又は附則第6条に規定する基準に従い」とする。

附則第5条の次に次の1条を加える。

(平成32年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第6条 平成32年度において第16条第1項第1号の規定が適用される被保険者(賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者を除く。)についての第16条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「40分の31」とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平

成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。